

法令トピックス

令和 5 年 12 月号

【労務】令和 6 年 4 月からの裁量労働制に係る省令・告示の改正-各種様式記載例を公表

裁量労働制については、「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」(令和 5 年厚生労働省令第 39 号)及び「労働基準法第 38 条の 4 第 1 項の規定により同項第 1 号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針及び労働基準法施行規則第 24 条の 2 の 2 第 2 項第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務の一部を改正する告示」(令和 5 年厚生労働省告示第 115 号)が、令和 6 年 4 月 1 日から施行・適用されます。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/231207-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudouzikun/sairyo.html

【労務】産業雇用安定助成金、キャリアアップ助成金、両立支援等助成金の改正が正式決定

令和 5 年度の補正予算が成立し、これを受けて、補正予算を財源として実施されることになっていた雇用保険法に基づく助成金の改正を内容とする「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 146 号)」が公布されました。これにより、次の助成金について、制度の新設や見直し等が行われることが決定しました。この改正省令は、公布日(「両立支援等助成金」については令和 6 年 1 月 1 日)から施行されます。なお、公布日(令和 5 年 11 月 29 日)から施行されることになった「産業雇用安定助成金」と「キャリアアップ助成金」の助成金については、厚生労働省からリーフレットなどが公表されています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/231207-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

【税務】国税庁「インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項」(リーフレット)を公表

国税庁ホームページで「インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項」が公表されました。公表された「インボイス制度開始後において特にご留意いただきたい事項」は 3 ページのリーフレットで、その内容(主な見出し)は次のとおりです。・登録通知が未達の場合の対応、・インボイスの適正性の確認、・クレジットカード利用の場合

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/231207-03.pdf>

参照ホームページ[国税庁]

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023011-111.pdf>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 8 階
あすか 社会保険労務士法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>